

# P R T R法の施行状況と 今後のあり方について

---

名古屋市環境局公害対策課



# 本市でのP R T R法の施行状況

**P R T R法と市環境保全条例<sup>1</sup>**の規定を  
組み合わせて化学物質の自主的管理改善  
の促進を図っている。

## 市環境保全条例の概要

化学物質適正管理指針の策定、公表

特定化学物質<sup>2</sup>の取扱量の把握、届出

特定化学物質等適正管理書(化学物質の管理方法  
等)の作成、届出

事故時の措置と報告

1 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例

2 P R T R届出対象物質と同じ354物質



# P R T R データ等の活用

---

## 問題が発生した場合の原因特定等

事故発生時、アスベスト問題等における取扱物質の把握等

## 事業所に対する個別指導への活用

モニタリングデータの検証、VOC排出削減指導における取扱事業所の把握等

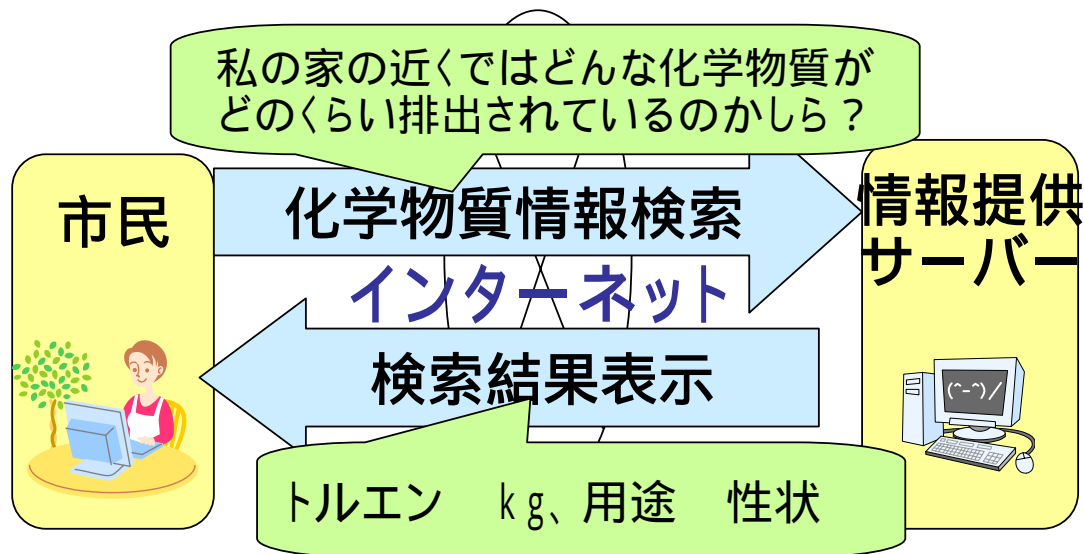
## 市民への情報提供等

化学物質情報提供システムの開発、リスクコミュニケーションの推進

PRTRデータ等の活用の具体例1

# 化学物質情報提供システムの開発

PRTRの届出データ、化学物質の有害性情報などをインターネットを通じて視覚的にわかりやすく表示するためのシステム。



## 特徴

一般市民の方でも理解しやすい

市民ニーズを把握して改善を図る

## PRTRデータ等の活用の具体例2

# リスクコミュニケーションの推進

|      |                               |                                     |
|------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 項目   | なごや化学物質リスクコミュニケーション懇談会        | アスベストのリスクコミュニケーション懇談会               |
| 内容   | 化学物質による環境リスクに関する情報の共有・発信      | アスベストに関する情報の共有・発信                   |
| 委員   | 市民・NPO・事業者・行政・学識経験者等          |                                     |
| 設置   | 平成17年10月3日                    | 平成17年8月5日                           |
| 開催状況 | 3回開催。モデル事業の開催に向けて、情報交換を行っている。 | 2回開催。最新の情報について意見交換し、傍聴者からの意見募集も行った。 |

会議録等は名古屋市公式ウェブサイト(下記)に掲載している。

<http://www.city.nagoya.jp/jigyou/gomi/kankyohozen/kogai/kagaku/>



# 現行P R T R法の課題

## P R T Rデータの誤りが多い

取扱量のデータ等からP R T Rデータの誤りが多く見つかっている。

## リスク情報への活用が進んでいない

排出量の多さが注目され、リスクを効率よく削減するために必要なリスク情報への活用が進んでいない。

## P R T Rの情報が市民にとってわかりにくい

P R T Rに関する情報を提供しても、市民やメディアからの反応はほとんどない。



# P R T R 制度見直しに対する意見

## 届出項目に取扱量を追加

国・自治体が、取扱量データと排出・移動量の相互チェックを行い、より正確なデータを得る。

取扱量を届出させることにより、事業者に化学物質の収支等をより正確に把握させる。

### 取扱量の届出によるP R T Rデータの誤りの例

届出要件に該当しない物質を届出

排出・移動量が取扱量以上(計算間違いなどによる)

届出すべき物質が未届(取扱過程で他の物質に変化する物質等)

「平成17年度P R T Rデータ評価・活用方策検討調査報告書(社団法人 環境情報科学センター)」



# P R T R 制度見直しに対する意見

## リスク評価ツールの充実

専門的知識がなくても利用できる、P R T R 情報を収録したリスク評価ツールを充実させる。  
わかりやすい有害性等のデータベースを充実させる。

自治体向リスク評価ツールの例

### 「P R T R データ活用環境リスク評価支援システム」

P R T R データをもとに地域の環境リスクを簡便に把握するために開発されたソフトで、都道府県に配布されている。(政令市等には配付されていない)





# P R T R 制度見直しに対する意見

## 市民向け情報の充実

市民の生活に近い家庭や移動体のデータ<sup>1</sup>をもっと前面に出した情報提供をする。

P R T R を含む化学物質情報をわかりやすく示したパンフレット等<sup>2</sup>を充実する。

1 推計の公表データは都道府県単位までのデータであるため、本市では独自の公表等の情報提供は行っていない。

2 パンフレット等の例

かんたん化学物質ガイド(子ども向け)の市民版  
化学物質ファクトシートの簡易版(1物質1枚のシート)